

## ○みやこ町移住支援事業交付金交付要綱

令和2年3月31日

告示第39号

改正 令和3年9月1日告示第92号

令和4年6月1日告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、みやこ町（以下「町」という。）が福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及びみやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と協働して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業（以下「県移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）から町に移住し、就業又は起業等をしようとする者が県移住支援事業の要件を満たす場合に、予算の範囲内においてみやこ町移住支援事業交付金（以下「移住支援交付金」という。）を交付することに関し、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援交付金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(対象者の要件)

第3条 移住支援交付金の交付対象者は、移住支援交付金の交付申請をしようとする日現在において、町税等の納期到来分を滞納していない世帯に属する者のうち、次の第1号の要件を満たし、かつ、次の第2号、第3号又は第4号の要件に該当する者とし、世帯の申請をする場合にあっては、次の第5号の要件を併せて満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は、当該住民票異動の直前。（イ）において同じ。）の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。
  - (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。
- イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 令和元年10月10日以降に町に転入したこと。
  - (イ) 移住支援交付金の申請時において、転入後3月以上1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は、算定に含めない。）であること。
  - (ウ) 町に、移住支援交付金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
  - (ウ) その他県又は町が移住支援交付金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就職等に関する要件として、次の区分に応じて掲げる要件を満たすこと。
- ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
  - (イ) 就業先が、移住支援交付金の対象として県が運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要綱第5の2(1)①に規定する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
  - (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援交

付金の対象として掲載された日以降の日であること。

(カ) 当該法人に、移住支援交付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援交付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 人材確保困難職種への就職の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 別表第1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3月以上在職していること。

(エ) 当該就職先において、移住支援交付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

エ 自営での農林漁業への就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 農林漁業に係る別表第2に掲げる人材確保支援策を活用した者又は町が別に認める者であること。

- (イ) 移住支援交付金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。
- (3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）の支給を受けた所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業等に関する要件として、県実施要綱第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に町に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援交付金の申請時において転入後3月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援交付金の申請者は、みやこ町移住支援事業交付金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（移住支援事業交付金の申請用）（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、第3号又は第4号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

2 世帯の申請をする場合にあつては、前条第5号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援交付金を交付することが適当と認めるときは、速やかにみやこ町移住支援事業に係る移住支援事

業交付金の交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとし、審査の結果、移住支援交付金の交付を不相当と認めた場合は、速やかにみやこ町移住支援事業に係る移住支援事業交付金の不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援交付金の交付）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、速やかに町長に対しみやこ町移住支援事業交付金請求書（様式第5号）を提出し、移住支援交付金を請求するものとする。この場合において、町は、交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請から3月以内に移住支援交付金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 第5条の規定により移住支援交付金の交付決定を受けた者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、みやこ町移住支援事業交付金交付決定通知書再交付願（様式第6号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 町長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにみやこ町移住支援事業に係る移住支援事業交付金の交付決定通知書【再交付】（様式第7号）により、当該再交付の申請を行った申請者に通知する。

（報告及び立入調査）

第9条 県及び町は、県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 町長は、移住支援交付金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、移住支援交付金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び町が認めた場合は、この限りでない。

（1） 全額の返還 次のいずれかの場合

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 移住支援交付金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援交付金の申請日から1年以内に移住支援交付金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援交付金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援交付金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月10日から適用する。

附 則 (令和3年9月1日告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日告示第41号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師、准看護師	eナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表第2 (第3条関係)

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型)
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業